



事前登録制度とは？

認知症や障がい等により、行方不明になる可能性のある方を、希望により事前登録しておくことで、早期発見・保護するための制度です

登録の対象者

市内にお住まいで行方不明になる可能性があり、次のいずれかに該当する方

- ① 認知症の高齢者（申請時点で65歳以上の方）
- ② 若年性認知症の方
- ③ 精神障がい又は知的障がいのある方
- ④ その他、市長が必要と認める方

登録の方法

米子市長寿社会課またはお住まいの地区を担当する地域包括支援センターに申請書と写真（顔写真と全身）を提出してください

- ・申請できるのは、本人又は家族です。
- ・申請書の様式は市ホームページに掲載しています。

登録すると

登録した情報は市と警察署とで保管し、行方不明になった場合の早期発見等に役立てられます

もしも行方不明になったら…

ためらわず、早めに交番や警察署へ連絡してください！

鳥取県の「あんしんトリピーメール」では行方不明者の無線放送の内容等を入手することができます。
右のQRコードから登録に必要なメールを作成できます。

